

1 事業名

高齢者地域コミュニティ参加促進事業

2 背景と目的

年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う「通いの場」は、愛知県内で6,000か所以上運営されている。

「通いの場」に参加することは、高齢者のフレイル対策や認知症予防などの介護予防だけでなく、定期的な外出や人と出会う機会となり、閉じこもりの防止にもつながるものである。

しかしながら、愛知県における高齢者の通いの場への参加率は、2023年度時点で5.0%と全国平均の6.7%を下回っている状況にある。

このため、「通いの場取組募集」及び「通いの場フォーラム」の開催を通じて、県内の高齢者等に対して、通いの場の意義や活動内容といった通いの場の魅力を広く発信し、通いの場への参加の促進を図る。

3 委託事業の内容

(1) 通いの場取組募集

ア 事業概要

実施時期：契約締結日から令和8年11月30日までの間

実施回数：1回

対象：通いの場実施団体

実施方法：通いの場取組の募集、通いの場の活動を県内に発信するのに最も適当な応募団体（以下、「動画作成対象団体」という）を選出するための審査会の実施、動画作成対象団体（3団体程度）の取組紹介動画撮影及び（2）通いの場フォーラムにおける応募団体による取組紹介等を行う。

【審査について】

応募が10件を超える場合、県で一次審査（書面審査）を行い、10件以内に絞った上で、県が選定する委員（5名）による二次審査（書面＋対面又はオンラインによるヒアリング審査）を行い、動画作成対象団体3団体を選出する。応募が10件以内の場合、一次審査を行わず二次審査を行う。なお、一次審査に係る業務は県が行う。

イ 通いの場取組募集付帯業務

(ア) 募集のために必要なチラシの作成、県が別に指示する送付先（320箇所程度）にチラシ（20部程度）の郵送、その他効果的な広報活動を企画し、実施すること。

なお、チラシには、応募資格、応募内容及び募集方法を記載するものとし、その内容は県が定める。

(イ) 通いの場取組募集応募団体からの問い合わせ等の対応、応募団体のフォーラム参加

の手配・管理を行うこと。

(ウ) 二次審査の開催に当たり、関係者（委員、応募団体含む）との連絡調整、会場の手配、開催に係る準備、開催中の進行、議事録の作成、その他二次審査の開催に必要な業務一式を実施すること。

なお、審査基準及び募集様式については県が定める。

(エ) 動画作成対象団体（3団体）の取組を紹介する動画制作に係る業務一式（内容の企画、各種資材・機材等の手配、撮影、ナレーション、台本、動画の編集等）を行うこと。

【制作する動画】

① 1団体当たり15分程度の取組紹介 3本

② 3団体の取組を10分程度にまとめたダイジェスト版（フォーラム上映用） 1本

なお、動画の撮影に当たっては、県及び対象団体と内容等について調整すること。

(オ) 会場使用料（機材レンタル料を含む）、通いの場取組募集を実施する上で発生する全ての費用を負担し、適切に支払いを行うこと。

ただし、県が選定する審査会外部委員への謝金・旅費については、県が負担する。

(2) 通いの場フォーラム

ア 事業概要

開催時期：契約締結日から令和9年2月28日までの間（ただし、令和8年9月から10月までを除く）

実施回数：1回

開催方法：集合型（愛知県内）200名程度及びオンライン（録画配信も含む）開催

対象者：一般の方、通いの場運営者、市町村職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員

参加費：無料

主な内容：第1部 有識者又はタレントによる講演

第2部 通いの場の魅力発信（通いの場の活動の紹介等）

イ 通いの場フォーラム付帯業務

(ア) 内容の企画、会場の確保、出演者等への出演依頼・連絡調整、参加者募集・管理・問い合わせ等の対応、当日の運営、その他フォーラムの開催に必要な業務一式を実施すること。

(イ) フォーラムの開催周知のために必要なチラシの作成、県が別に指示する送付先（320箇所程度）にチラシ（20部程度）の郵送、その他効果的な広報活動を企画し、実施すること。

(ウ) 会場使用料（機材レンタル料を含む）、出演者への謝礼・旅費などフォーラムを開催する上で発生する全ての費用を負担し、適切に支払いを行うこと。

(3) その他追加提案

当事業の円滑な実施に資すると認められる取組について追加提案可能とする。

4 業務実施体制

3に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

5 成果物

(1)「通いの場取組募集」及び「通いの場フォーラム」の募集チラシ、「フォーラムの開催内容を写真、画像及び文書等により記録した開催記録」、「通いの場団体の取組紹介動画」を、県が別に指示する期日までに、県のWebサイト、動画については動画配信サイトでの公開が可能な電子媒体により納入すること。

「フォーラムの開催内容を写真、画像及び文書等により記録した開催記録」について、撮影した写真を県のWebサイトに掲載することについて、書面で出演者から承諾を得ること。

「通いの場団体の取組紹介動画」については、各地域での通いの場の活動の参考資料とするため、団体の取組が外部に分かりやすく魅力的に伝わるよう工夫して制作すること。

また、撮影した動画を愛知県が事業のPR等のために使用することについて、書面で団体等から承諾を得ること。

(2)フォーラムの次回開催の参考とするため、来場者に無記名方式のアンケートを実施し、集計の上、県に提出すること。

なお、イベントの性質上、入場の条件とはしないものとする。

6 実施報告書の提出

委託事業の実施状況について、報告書(様式任意)を作成し、令和9年3月19日までに愛知県に提出すること。

7 その他

(1)本事業が円滑に実施されるよう契約後速やかに県と打ち合わせを行い、事業の工程表を提示すること。

(2)原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や愛知県との調整が必要な事項については、その都度、愛知県に相談し、指示を受けるものとする。

(3)業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

(4)本事業により作成する一切の成果物の権利は県に帰属するものとし、県が事業の目的に従い使用できるものとする。

(5)県が成果物の動画をWeb公開するに当たり、Web素材の作成等の技術的な支援を行うこと。

(6)事業の実施に当たり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(7)事業の実施に当たっては、緊急時の安全対策等の十分な危機管理体制を講じること。